

生活困窮者自立支援 制度が始まりました

- なかなか仕事が見つからない。
- ずっと働いていないので就職が心配。
- 家賃が支払えず、家を追い出されてしまうかもしれない。
- 複数の問題があり、どこに相談してよいかわからない。

相談無料

秘密厳守

春日部市役所生活支援課 生活困窮者相談支援窓口

相談時間 (月) ~ (金) 8:30~17:15

問合せ 048-736-1111 (代表)

さまざまな悩みを抱え、生活に困窮している人に包括的な支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が平成27年4月から始まりました。

生活困窮者自立支援制度は、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援するものです。生活保護から脱却した人でも、再び生活保護に頼ることがないよう、支援の対象としています。

どんな人が対象なの？

仕事や生活など、さまざまな悩みを抱え、生活に困窮している人を支援します。
(生活保護を受給している人は除きます)

どんな支援があるの？

支援を必要とする人の状況に応じて、住まいや仕事、子どもの学習などを支援します。

●自立相談支援

どのような支援が必要か、相談支援員と一緒に考えます。具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。

●住居確保給付金

離職などで住むところがなくなった人や、住む場所を失うおそれが高い人に対し、就職活動することを条件などに、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居の確保と、就職を支援します。

●子どもの学習支援

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校中退防止のための支援などをします。また、子どもの進学について保護者に助言するなど、子どもと保護者の双方に対して必要な支援を行います。

あなただけの「支援プラン」を作成し、寄り添いながら安定した生活に向けて支援します。

まずは相談窓口へ

相談窓口に配属されている相談支援員が対応します。

生活の状況を見つめる

生活の困りごとや不安を相談支援員に話してください。生活の状況と課題を分析し、「自立」に向けて寄り添いながら支援します。

あなただけの「支援プラン」を一緒に作る

相談支援員は支援を必要とする人の意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの「支援プラン」を一緒に作ります。

自立のために一緒に目標に取り組みましょう

問題を解決するために、必要な関係機関と連携して支援を行います。支援プランどおりに行かない場合は、プランを再検討します。